

## 第1回理事長選考あり方検討会議 概要

日 時 令和5年11月21日（火）17：00～18：30  
場 所 副理事長室  
出席者 挟間議長、鈴木委員、小宮委員、三浦委員、佐藤委員、林委員、水沼委員  
事務局：渡邊次長、奥寺総務課長、猪狩局主幹、齋藤主幹、荒大学人事係  
長、安田主査

### I 職務代理者の選任について

- ・挟間議長より理事長選考あり方検討会議設置要綱第3条第3項の規定により、職務代理者として鈴木委員を指名。

### II 今後のスケジュールについて

- ・事務局より今後のスケジュールの説明の前に本検討会議の役割や手続きの流れ、設置の経緯について説明し、今後のスケジュールを説明。

### III 理事長選考のあり方について

#### 1 令和4年理事長選考の経過・概要

- ・事務局より経過・概要を説明。

#### 2 検討事項

○検討事項を進める前に、委員から理事長選考はどうあるべきか議論すべきとの意見があり、様々な意見が交わされた。（以下、主なもの）

- ・今回の騒動を真摯に受け止めながら抜本的に見直す必要がある。
- ・学外や学内へ理解してもらえる仕組みを議論する必要がある。
- ・理事長選考の透明化、ルール化が必要。
- ・外部からの意見に対し答えが出せるようなものを作っていく必要がある。
- ・闇雲に透明性を高めるものではないが、透明性は高める必要はある。
- ・求められる資質、その時々の大学の状況、地域の状況に合わせた基準が必要。

#### （1）理事長選考会議の組織に関する事項

##### ①選考会議の人数

- ・人数はこのままで良い。
- ・現在の人数に大きな問題や違和感などはない。
- ・教員から選ばれた教育研究審議会委員の方が大学の意見が反映される。

##### ②学外委員の人数

- ・外部委員が1名では少ない。
- ・外部委員は1, 2名を維持すれば良い。
- ・外部委員は半数を超える必要はない。法人内部の人の方が法人に相応しいか判断するには適している。

- ・外部委員は審議の不適切さの指摘や外部から見るところ見えるという意見を言う役割。
- ・ガバナンス・コードも踏まえる必要がある。

## (2) 選考方法に関する事項

### ①理事長候補者の資格基準

- ・その時々の大学の戦略、それを反映した形やテーマ、状況などを選考会議の中でじっくりと議論して決めるべき。
- ・外に向かってある程度のことができる人。例えば、国から予算を持ってくるとか。国からの補助金などが途切れるのはだめ。
- ・例えば懲戒処分歴、自らの研究活動、予算を取ってこられるかなど考えるべき要素を記載しても良い。
- ・規程の他に理事長選考会議で時勢を反映した人物像などが必要。
- ・外部から理事長となれる選択肢も考える必要がある。
- ・規程としての資格基準を選考委員会が附則として、毎回、細かい基準を作れるようにしておく方が良い。

### ②意向投票の有無

- ・候補者が複数の場合は意向投票を実施する必要がある。選考会議の中で意向確認の方法を決められるようにした方が良い。
- ・選挙と考えている者も多いので意向投票は選挙ではないと周知が必要。
- ・現在の規程は3人に絞る足切り的意味合いが強い。
- ・職員の意向を聞く場は必要。
- ・必ずしも意向投票を実施する必要はないが、意向投票だけを検討すべき問題ではなく面接や公開ディスカッション等と連動して全体で検討すべき。
- ・投票すべき方がどういう方かわかるようにする仕組みが必要。

### ③理事長選考会議による面接の実施

- ・公開の質問会後に意向投票を実施し、面接を実施。
- ・色々な手法があるので、時間をかけて議論することが必要。
- ・候補者がどういう人かわからない人もいたのではないか。
- ・人となりを見たり、考え方を聞いたりする機会は、投票の参考になる。
- ・面接や公開討論を実施していただきたい。

### ④選考の決定方法（選考理由）

- ・選考会議の議長の責任のもとですべてオープンにする。選考の経緯と選考理由を文言にして公表し、記者会見でも議長がすべてのプロセス、理由を説明して、その後で選考された者が挨拶する。
- ・理由は述べるべきで、対外的に投票者や教職員の範囲以上に周知するべき。
- ・選考会議としてわかりやすく理由を説明することは重要。

（3）選考結果や選考過程等の周知方法に関する事項

- ①選考会議委員名の公表について
- ②選考過程（議事内容等）の公表について
- ③提出のあった書類（推薦書、所信表明書、経歴書）の公表について
  - ・選考会議が年間を通して理事長選考のあり方とか理事長の業績評価を実施し、議論していく体制が大切。
  - ・議事録を書面などで公表し、最初から名前を公表するのが良い。
  - ・選考開始から公表する方法や最後に公表する方法もあるが、最初から公表した方が良い。
  - ・委員への働きかけ防止のため最後に公表もあるが、防止する方法で検討すべき。

（4）理事長選考関係規程等に関する事項

- ・規程の改正が生じた場合は当然改正すべき。

（5）その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項

- ①理事長候補者の意見を聞く場の設定
  - ・これまでの議論の中で話が出たのでそれについてまとめて対応。
- ②ガバナンス・コードとの関連
  - ・ガバナンス・コードは、公立大学協会のひな形を基に、これから決めていくところ。

## 第2回理事長選考あり方検討会議 概要

日 時 令和6年2月13日（火）16：50～18：20  
場 所 副理事長室  
出席者 挟間議長、鈴木委員、小宮委員、三浦委員、佐藤委員、林委員、水沼委員  
事務局：渡邊次長、奥寺総務課長、猪狩局主幹、齋藤主幹、荒大学人事係  
長、安田主査

### 1 理事長選考における課題認識

- ・選考する手続、プロセスを明確化する、透明化することで、理解醸成につながると考えられる。

### 2 検討の方向性、考え方等（案）について

#### （1）理事長選考会議の組織に関する事項

##### ①選考会議の人数、学外委員の人数

- ・外部委員半数はいい。外部委員の分野（ジャンル）も見る必要がある。
- ・学内での候補者の評価を外部から見て判断できる人がいればいい。
- ・外部の方は候補者の人となりを細かいところまでは分からぬ。教職員の声をきちんと反映できることが大事。
- ・外部委員は2名くらいで内部の方が多くてもよいのではないか。審議会の外部委員は理事長が指名していることも考慮する必要がある。
- ・外部委員は複数名いて、少し専門性の異なる方をお願いする必要があると思うが、一方で多すぎるとも、十分に大学について理解されている方々とは言いがたいので、適当とは言いがたい。
- ・理事長が指名した審議会委員が外部委員になることについては、まさに透明性を高める意味で、どうしてその方が選ばれたのかを明確にすること、それを発表することで抑止力にもなるのではないか。

#### （2）選考方法に関する事項

##### ①理事長候補者の資格基準

- ・このことが一番重要で、理事長選考会議の中でじっくり議論して検討していくべき。その議論の中で選考の精度を高めていくというか、求める理事長像を時間をかけて作ることが大切。
- ・福島医大は県立の医大だと考えれば、自ずと求める人物像は出てくるのではないか。県との関係を考えてくれる人でなければダメだと思う。
- ・現在の規程は非常に大雑把な規程なので、もう少し詳しくどこをポイントにするのか、何が重要なのかを共通認識にして、内容を見直す必要がある。
- ・これは、対外的に表明するもの、大学のあり方・方針を示すものであるので、比較可能な項目を入れ込むことは重要。懲戒処分歴よりは賞罰とするなど、良い点も含めた情報が入った人物像を確立することが重要だと思う。

- ・人物像の絞り込みは特定の人物が該当しないように慎重にすべき。
- ・今までと違って事前に議論して、選考会議でそれをきちんと公表して応募なり推薦することは重要。一方で絞り込みにならないように慎重になるべきで、そのために必要事項は十分に検討すべき。
- ・透明性を高めるためには、選考会議で最初にじっくり選考基準を検討した上で、それを公表して推薦なり公募なりをするのが良い。要件の事項についてどのようなものが良いのかは、さらに検討する必要がある。

## ②意向投票の有無、理事長選考会議による面接の実施、理事長候補者の意見を聞く場の設定について

- ・教職員の意向を聞く機会は必要。意向投票は選考会議が実施を判断できるようにした方が良いのではないか。任期更新の時、候補者1人の時などその時の状況に応じて判断できるようにすべき。候補者の演説会はやるべき。
- ・意向投票は3名以下に絞り込むといった条件を付けずにやった方がいいのではないか。所信表明も形式的にならず候補者のことがよく伝わるようにした方がいい。それが周知されることが重要。
- ・透明性と公平性を保つためにはどうすればいいかの議論をしっかりとすべき。
- ・意向投票の意味をまず考えるべき。そして選考過程の中で意向投票の結果をどう評価して選考したかを選考会議が明示していく必要がある。投票結果にも関わらずこれだけの理由があって選考したことを見せていく必要がある。意向投票の機能をどう持たせるかということこそ議論が必要。
- ・意向投票は是非やっていただきたいと思う。意向投票がなくなることは理解されない。選考過程が透明化されれば別だが、現段階ではあった方がいいと思う。
- ・意向投票をなくすのは、前回の問題を踏まえて余りにもタイミングが悪いと思う。選考全体のスキームも大事で、まず公開討論会をやって皆さんの意見を聴いて、それから意向投票という順番で皆さんの意見を反映させるという方がいいかなと思う。面接をやるやらないは選考会議の判断で現職の再任の時までは不要かもしれない。
- ・複数の選考手続きが必要だというのが総意だと思う。意向投票はやらないというわけにはいかないだろう。選考会議が決めてもいい部分を作り込むことも必要だと考える。

## ③ 選考の決定方法（選考理由）について

- ・求めている人物像とどう合致しているかを説明できる必要がある。一番どこが合致しているかを説明することが大事。
- ・選考過程で正しく判断して選考会議で多数決で決めることになるので、それを当然説明すべき。
- ・意向投票の結果と異なる結論となる場合には丁寧に説明することが重要。委員の中で議論が分かれたところもどうしてこうなったのかを説明する。全部公表する必要はないが、様々な意見があって最終的にこうなりましたという

説明をしっかりすべき。

#### （3）選考過程や選考結果等の周知の方法に関する事項

- 選考会議委員名の公表について、選考過程（議事内容等）の公表について、提出あった書類（推薦書、所信表明書、経歴書）の公表について
  - ・透明性を確保するうえで委員名の公表は基本と考える。働きかけや個人への中傷等の懸念があればそれを回避するシステムは必要であり、検討すべき事項である。
  - ・公表は必要だと思うが、福島医大の特異性を考えると、委員名等の公表の時期は最後、選考決定時でいいのではと思う。
  - ・前回選考時にはかなりの封書が届いた。そういう事例もあるので、公表することは透明性のためには必要だが、問題はその仕組みだと思う。
  - ・プライバシー侵害の想定がどの程度ということもあるが、事後に公表するにしてもそのことを事前に説明すればいい。また、様々な意見があつて最終的にこうなりましたという説明、議事内容の説明はホームページ等で公表すべきと考える。
  - ・常置の選考会議であれば最初から公表して然るべきというところはあるが、タイミングは考える必要がある。公表することは絶対だとしても、公表時期に関して事前でも事後でもそれぞれメリット・デメリットがあることを説明する必要がある。

#### （4）理事長選考関係規程等に関する事項

- ・意向投票の有資格者について検討する必要があるのではないか。例えば、短期間だけいる助手とか、籍はあるけどほとんど大学には来ないような教員とか、本当に投票権を認めるのかという議論はあっていいと思う。
- ・これまでの議論を踏まえて改正が見込まれる規程をピックアップしてまとめていく。

#### （5）その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項

- ・選考会議では選考以外にも業績等の中間評価を実施したり、執行上の瑕疵があった場合には処分機能を持たせたりするなども考えるべき。
- ・ガバナンス・コード作成との関係で理事長の業務執行評価を考えていく必要がある。これまででは理事長の評価はしていないが、教員の評価、役員の評価等はそれぞれ実施している。

## 第3回理事長選考あり方検討会議 議事概要

日 時 令和6年6月27日（木）15：00～16：40  
場 所 副理事長室  
出席者 挟間議長、鈴木委員、小宮委員（リモート）、三浦委員、佐藤委員、林委員、水沼委員  
事務局 渡邊次長、奥寺総務課長、小野寺局主幹、石岡副課長、荒大学人事係長、今井主事

前回及び前々回の会議における議論の取りまとめとして作成した報告書案について、盛り込むべき内容やより適切な表現等について議論を行った。

### 1 課題の整理と見直しの方向性について

#### （1）課題の整理

- ・選考制度の目的や仕組み等については制度設計する大学が周知すべきであるから、選考の仕組みに関する学内外の「理解」との文言ではなく、「認識の共有」とすべき。
- ・透明性を高めるにあたって留意すべき点として、「闇雲に高めるのは適切ではない」という表現は誤解を招かないよう文言を工夫すべき。

#### （2）検討事項と見直しに関する意見

##### ア 理事長選考会議の組織に関する事項について

###### ①委員総数と学外委員の人数

- ・理事長選考会議の委員がどのように選出されたかは重要な事項なので、その透明性を高める必要についての言及は「付記する」といったような弱い表現とすべきではない。
- ・理事長選考会議委員を選出するため投票をする際には、投票用紙にその理由も併せて書くなど、選出理由を明確化する工夫を検討すべき。

##### イ 選考方法に関する事項について

###### ①理事長候補者の資格基準

- ・これまでの検討会議における議論の意図に沿って、求める理事長の人物像は「その時々の課題を反映した」ものとすべき。
- ・「求める理事長の人物像」の具体的な基準等については、理事長選考会議において検討されるべき。また、基準の例として挙げられている県との関係については、誤解を招かぬよう、「円滑な連携を図り」といった表現にすべき。

###### ②選考方法と意向投票のあり方

- ・令和4年度理事長選考の際に学内外でみられた、意向投票の結果がそのまま理事長選考結果になるのではないかという制度趣旨と異なる認識は、制度は理解していても票数の差により当然そうなるべきという捉え方があったとも考えられる。制度の周知不足にその原因をおくべき。
- ・原因者が一般教職員側にあると捉えられる「理解不足」との文言は適当ではない。
- ・意向投票の役割については、教職員の意向を「把握する」ためという、より客観的な表現とすべき。
- ・本学に所属する教職員の中には、実際には外部病院に配置されて本学

内にいない者もある。現行規定でそれほど問題はないと考えられるが、意向投票の投票資格は再確認すべき。

### ③選考理由の明確化

- 理事長の選考過程における判断・決定理由の説明に関し、透明性向上を図る議論の趣旨と矛盾するような文言の使用は不適当。

## ウ 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項について

### ①理事長選考会議委員名の公表

- 令和4年度理事長選考時に、事実としてあった理事長選考会議委員等に対する働きかけについては書いてもいいが、過度に具体的な必要はない。また、委員名の公表のタイミング等は不当な働きかけを防止するためという点を踏まえて決めることとすべき。

### ②選考過程及び候補者関係書類の公表

- 議論を萎縮させることになってはならないとの趣旨は、「自由闊達な議論を保証するとともに透明性を高めることとのバランスをとる」といった表現にすべき。

## エ 理事長選考関係規程等に関する事項について

- 関係規程は理事長任期の特例的な延長のほかは実質的な改正はされていないため、「実質的に」の文言を入れるべき。

## オ その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項について

### ①ガバナンス・コードとの整合性

- 本報告書中に「ガバナンス・コード」との文言が数カ所あるが、「ガバナンス・コード」を理解している方は多くないと思われる所以、公立大学協会作成の例などを参考資料としてつけるべき。

## 2 理事長選考見直しの提言

- 現行制度が不公正だと誤解されるような表現は避けるべき。
- 大学の理念等を参考に、見直しの提言にあたっての前向きな文言を入れるべき。
- 病院等でも外部委員に提言を求める場が多くあるが、提言の最後に今後の手続を記載しておくのが通常なので、本報告書においても記載すべき。
- この提言を受けたあとの法人内部における検討経過や見直しの結果についても公表することを希望する。

### (1) 理事長選考会議の組織に関する事項

- 理事長選考会議の委員人数については、現人数（6人）で「特に問題は認められない」と表現することが適切である。

### (2) 選考方法に関する事項

#### ①理事長候補者の資格基準

- 1 (2) イ①に合わせて、求める理事長の人物像は「その時々の課題を反映した」との表現にすべき。

#### ②選考方法と意向投票のあり方

- 意向投票についての記載は、この検討会議として意向投票を重要と認識している旨を表現した、前向きなものとすべき。
- 「演説」という言葉は近年ではあまり使われない面があるので、「演説

会」ではなく「教職員が候補者の主張を知ることができる機会」とすべき。また、仕事が忙しくともオンライン等で見ようと思えば見られる環境を作る姿勢は重要。

**③選考理由の明確化**

- ・ 1 (2) イ③と同様に、透明性向上を図る議論の趣旨と矛盾するような文言の使用は不適当。また、選考結果が意向投票の結果と異なる場合は特に説明をすべきとのメッセージを入れるべき。

**(3) 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項**

**①理事長選考会議委員名の公表**

※特になし

**②選考過程及び候補者関係書類の公表**

- ・ 仮に理事長選考会議が、ある候補者について理事長として不適格と考えた場合でも、当該候補者を認めることができる直接の規定はない。一方、資格要件を満たさない候補者であれば形式面から認めないことができると思われる。

**(4) 理事長選考関係規程等に関する事項**

※特になし

**(5) その他**

※特になし